

◎新潟県告示第156号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成31年2月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-（2-フルオロフェニル）-N- [1-（2-フェニルエチル）ピペリジン-4-イル] プロパンアミド（通称名：Ortho-fluorofentanyl、2-Fluorofentanyl、o-fluorofentanyl）及びその塩類
- (2) N-（4-メトキシフェニル）-N- [1-（2-フェニルエチル）ピペリジン-4-イル] ブタンアミド（通称名：p-Methoxybutyrylfentanyl、Paramethoxybutyrylfentanyl、4-Methoxybutyrfentanyl、4-MeO-BF）及びその塩類
- (3) N-エチル-1-（2-フルオロフェニル）プロパン-2-アミン（通称名：2-FEA、2-fluoroethamphetamine）及びその塩類
- (4) N-（1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）-1-（シクロヘキシルメチル）-1H-インドール-3-カルボキサミド（通称名：ADB-CHMICA）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成31年2月20日